

コンプライアンスの取り組みについて

当社は、1958年の設立以来、「技術と信頼で未来を創る」を目指して企業活動を行ってきました。

そして現在、新たな世紀に入り、グローバル化、ボーダレス化が進む社会において、企業の存在意義を高め社会的責任を果たすためには、法を守り適切な情報開示とモラルに秀でた透明性のある企業経営が必要となっています。

企業をとりまく環境が大きく変化するなか、当社がさらに発展・成長し続けるためには、情報を的確に捉え、環境変化をチャンスとし、これに果敢にチャレンジする精神が必要です。

このためには、いかに事の善悪を見極め、いかに問題を的確に判断するかといった、一人ひとりの行動の根拠・基準となる「価値観・倫理観」を、全社員が共有している必要がありますので、この度、社員の皆さんが分かりやすく理解できるよう「行動憲章」を作成しました。

私たちは、「責任のあるものには、徳義上の義務が伴う」と考え、より高い倫理観をもって仕事を遂行していく使命があります。また、私たちの事業が社会的に意義のあるものであるからこそ、自主的に倫理的な基準を掲げ、高い倫理観に基づいた行動をしていかなければなりません。この「行動憲章」を私たちの風土としていくためには「小さな実践の積み重ね」が大切です。当社の更なる発展のために、これからも皆さんとともに、より良き風土を築いていきましょう。

技研興業株式会社行動憲章

前文

私たちは、「公正な競争を通じて利潤を追求するという経済主体であると同時に、広く社会にとって有用な存在でなければならない」という企業使命を自覚し、お客さまはもちろん、社員同士や取引先、株主、業界、行政、地域社会、一般社会等いわゆるステークホルダーに対して、以下の行動憲章を定めこれを遵守することを宣言します。

第1条（お客さまに対する姿勢）

1. 私たちは、常にお客さまの視点から事業を創造し、お客さまの立場で仕事に取り組んでいきます（誠実さ）
2. 私たちは、私たちの商品・サービスを使ってくださる方々へ安全と安心をお届けします（安全・安心）
3. 私たちは、お客さまのプライバシーを厳守します（守秘義務）

第2条（社員に対する姿勢）

1. 私たちは、性・年齢・役職・出身校等で分け隔てすることなくお互いを共に働く仲間として尊重します（人権尊重）
2. 私たちは、いずれの職場にあっても会社と仕事に誇りをもち前向きに取り組めます（誇り）
3. 私たちは、一人ひとりが担うべき結果について責任を果たします（自己責任）

第3条（取引先に対する姿勢）

1. 私たちは、お取引先を大切なパートナーとして尊重します（パートナーシップ）
2. 私たちは、お取引先との「契約」に基づく対等な関係を維持します（契約）
3. 私たちは、公正で適正な取引を行います（公正さ）

第4条（株主に対する姿勢）

1. 私たちは、積極的に情報を開示して、透明性の高い経営を目指します（経営の透明性）
2. 私たちは、事業活動を通じて健全な利益を生み出します（株主利益）
3. 私たちは、企業活動の説明責任を負い、その理解を促進します（説明責任）

第5条（業界に対する姿勢）

- 私たちは、自由で透明、健全な市場競争を行います（競争原理）
2. 私たちは、他社の権利・財産を尊重し、自社の権利・財産の保護に努めます（他社権利）
 3. 私たちは、高品質の商品・サービスを提供し、その必要性和利便性を訴求します（商品・サービスの必要性）

第6条（行政に対する姿勢）

- 私たちは、関係法令の遵守はもちろん、社会的な良識を備えた企業活動を進めます（法令遵守）
2. 私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断します（反社会的勢力との関係）
 3. 私たちは、適正な会計基準に則り、会計報告に虚偽等がないように努めます（会計報告）

第7条（地域社会に対する姿勢）

- 私たちは、その地域社会の文化や規範を尊重し、地域の発展に貢献します（地域社会尊重）
2. 私たちは、地域社会の一員として、地域行事等に参加します（地域コミュニケーション）
 3. 私たちは、地域住民の地元への愛着を尊重し、配慮した企業活動を進めます（地域住民配慮）

第8条（一般社会に対する姿勢）

- 私たちは、社員一人ひとりが社会貢献を考え行動します（社会貢献）
2. 私たちは、身近にある環境問題に対応し行動します（地球環境）
 3. 私たちは、循環型社会に適応した備品等を利用し、資源の保護に努めます（循環型社会への対応）

第9条（「行動憲章」の周知徹底）

- 「行動憲章」は、役員・社員がいつでも閲覧し確認できるような方法で公表します。
2. 「行動憲章」の理解促進のための研修を適宜実施します。
 3. とりわけ、重要性・危急性の高い課題については、より具体的なマニュアルを作成します。

第 10 条（実施および推進部署）

「行動憲章」の実施および推進は、「コンプライアンス委員会」と、「コンプライアンス統括部」（総務部が担当）が行います。

「コンプライアンス委員会」は「行動憲章」の制定、運用等の承認機関として、「コンプライアンス統括部」は施策の実施、推進機関として機能します。

第 11 条（「行動憲章」に関わる相談窓口）

「行動憲章」に関わる事柄で、職場内だけでは解決が難しい場合や上司に相談することが適当でない場合の相談、または「行動憲章」についての問い合わせには、「コンプライアンス統括部」内にある「ヘルプライン」にお尋ねください。

第 12 条（「行動憲章」違反に対する措置）

「行動憲章」に違反した場合、「就業規則」の制裁に関する規定に基づく処分の対象となります。また、違反者に悪意や重大な過失があったと認められた場合、会社は経済的損害に応じて違反者に損害賠償を請求することがあります。

第 13 条（「行動憲章」の改定）

本綱領で示された内容の改定は、「コンプライアンス統括部」の起案により「コンプライアンス委員会」の審議を経て決定されます。

第 14 条（施行期日）

本綱領は平成 16 年 10 月 1 日施行。

付 則 平成 19 年 4 月 1 日 改訂